平成２５年（フ）第３６２号
北海道二海郡八雲町東町229番地　コーポ駒寄２号棟３号室
破産者　藤本　幸喜
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７６号
住民票上の住所大阪府岸和田市戎町８番46号
破産者　木村　正一
1　破産債権の届出期間　平成26年12月４日まで
2　一般調査期日　平成27年１月27日午後１時30分
平成26年11月４日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２１２１号
大阪府寝屋川市美井元町６番８―102号、前住所大阪府寝屋川市川勝町３番６号
破産者　土井　　亨
1　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
2　一般調査期日　平成27年１月22日午後３時
平成26年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６号
広島県呉市押込３丁目21―28、開始決定時の住所広島県呉市警固屋９丁目５番13号
破産者　谷本　直三
1　破産債権の届出期間　平成26年12月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月14日午後１時30分
平成26年11月５日　　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１５２１号
さいたま市浦和区上木崎５丁目14番１号
破産者　ユーケーシステム株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年12月12日まで
2　一般調査期日　平成27年２月２日午前11時
平成26年11月４日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１７２号
大阪市平野区長吉長原１丁目１番２号　グランオーク K 702号
破産者　上岡製作所こと　上岡　直行
1　破産債権の届出期間　平成26年12月12日まで
2　一般調査期日　平成27年１月26日午後３時30分
平成26年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７号
京都市北区紫竹栗栖町43番地の１
破産者　有限会社青山工業
1　破産債権の届出期間　平成26年12月18日まで
2　一般調査期日　平成27年２月４日午前10時
平成26年11月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第７５３２号
大阪市東住吉区山坂４丁目１番30号プラザ鶴ケ丘マンション206号
破産者　株式会社リトルカンパニー
1　期日　平成26年12月１日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１９号
大阪市東住吉区山坂４丁目１番30号プラザ鶴ヶ丘マンション206号
破産者　株式会社リトルラボ
1　期日　平成26年12月１日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６６６号
大阪市中央区大手前３丁目２番12号大阪府庁別館内
破産者　社団法人大阪府市町村職員互助会
1　期日　平成26年12月15日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２１号
山口県周南市川端町１丁目４番地の２
破産者　岡崎　高志
異議申述期間　平成26年12月18日まで
平成26年11月５日　山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３１１９号
大阪市福島区福島５丁目１番５号
破産者　有限会社ジーエーシー
異議申述期間　平成26年12月24日まで
平成26年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０８号
名古屋市中村区並木２丁目117番地　エスポア八田302号室、開始決定時兵庫県西宮市甲子園一番町12番10号
破産者　森高　淳治
異議申述期間　平成26年12月24日まで
平成26年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３号
長野県千曲市大字屋代2451番地
清算株式会社　株式会社エフ・アイ・コーポレイション
代表清算人　西澤　昌史
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（ヒ）第３０１５号
大阪市住吉区我孫子５丁目５番25号
清算株式会社　株式会社寺本組
代表清算人　辻田　耕一
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１９号
大阪府泉佐野市住吉町30番地１
再生債務者　関西ヌードル株式会社
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年12月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年１月26日から平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第３３号
兵庫県伊丹市荻野西２丁目４番６号
再生債務者　古川　　透
1　決定年月日時　平成26年10月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月５日から平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２６年（再イ）第１４号
北海道苫小牧市高砂町２丁目３番19号　ブリリアント高砂２階右
再生債務者　荒谷　直樹
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月９日から平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（再イ）第１８１号
名古屋市緑区鳴子町２丁目68番地　ライオンズ鳴子グランヒルフォート307号室
再生債務者　木下二三雄
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月25日まで
4　一般異議申述期間　平成26年12月２日から平成26年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部